

# (仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例の構成

## 前文

- 制定の趣旨、理念、目的などを強調して述べる文章
- 各条文の解釈の基準となるもの

## 総則

- 目的…条例制定の目的
- 定義…この条例で用いている重要な言葉の意味
- 基本理念…条例を推進する上での基本的な考え方

## 役割

- 町会・自治会への理解・関心、町会・自治会活動への参加・連携・協力を推進



## 区の責務

- 条例趣旨の理解促進
- 必要な施策の検討・推進

## 施策の基本方針

町会・自治会の持続可能な組織づくり

地域コミュニティの基盤づくり

安全安心で快適なまちづくり

- 施策の実行

- 取組の進捗管理

## 地域コミュニティを活性化させ、暮らしやすいまちを実現

今後、令和6年度に素案作成、令和7年度に条例施行を目指します。

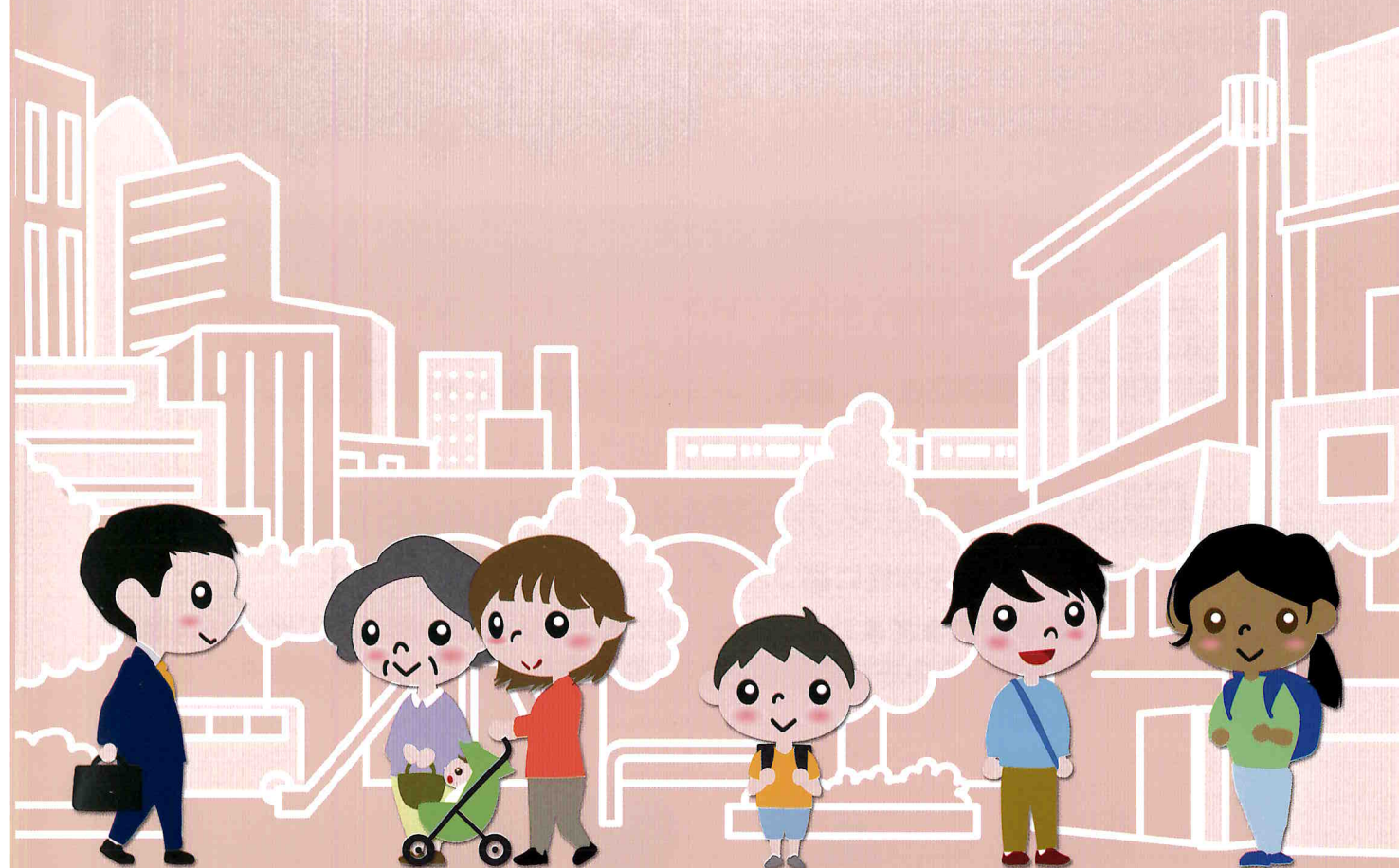
また、必要な施策を体系化した「(仮称)新宿区町会・自治会活性化等推進プラン」を条例施行にあわせて策定します。

これまでの経過はこちらから↓



# (仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例 中間報告

地域コミュニティを活性化させ、暮らしやすいまちを実現するため、町会・自治会の活性化を目指します。



令和6年3月  
新宿区

# (仮称) 新宿区町会・自治会活性化推進条例 中間報告の概要

～地域コミュニティを活性化させ、暮らしやすいまちの実現を目指して～

町会・自治会は地域コミュニティの中心的な組織で、なくてはならない存在です。現在区は、地域コミュニティの活性化を図り暮らしやすいまちを実現するため、(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例制定に向け検討を行っています。このたび、条例の骨子案を作成しました！

## I 前文

- 町会・自治会は、地域コミュニティの中心的な組織として、地域の防災・防犯、環境美化、歴史・文化の継承、福祉、賑わいづくり等、さまざまな活動を行っており、地域コミュニティにはなくてはならない存在である。
- 新宿区は昼間人口の半数以上が在勤者・在学者であり、また、転入者・外国人も多く、多様性のある自治体である。こうした中、区民や地域で活動するさまざまな主体が、新宿をわがまちと捉え、相互理解と思いやりの気持ちを持って、地域コミュニティの一員として、町会・自治会への理解と関心を深めるとともに、その活動に参加、協力、連携することが町会・自治会の活性化につながる。
- 将来にわたり、地域コミュニティを活性化させ、暮らしやすいまちを実現するため、町会・自治会の活性化を図る。

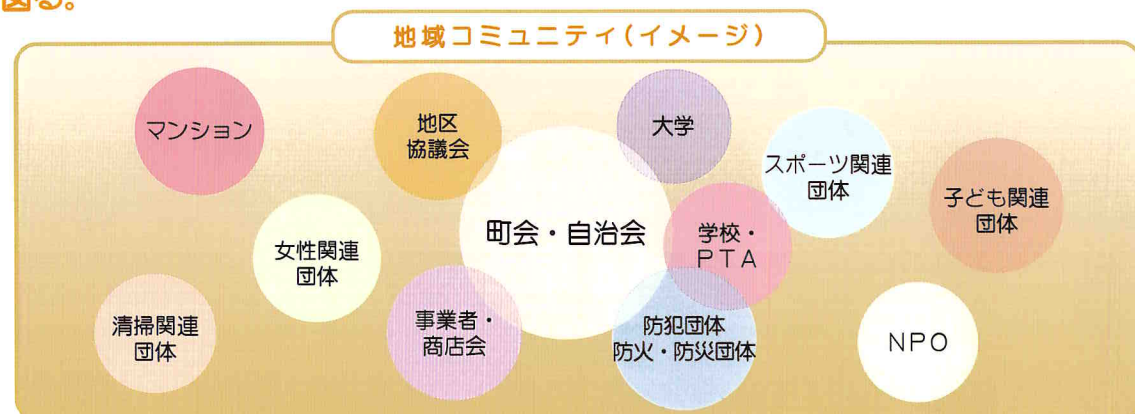


## II 総則 - 目的

- 町会・自治会の活性化の推進に係る基本理念を定め、町会・自治会、区民や地域で活動するさまざまな主体の役割及び区の責務を明らかにするとともに、町会・自治会の活性化に必要な施策に取り組むことで、地域コミュニティの活性化を図り、暮らしやすいまちの実現を目指す。

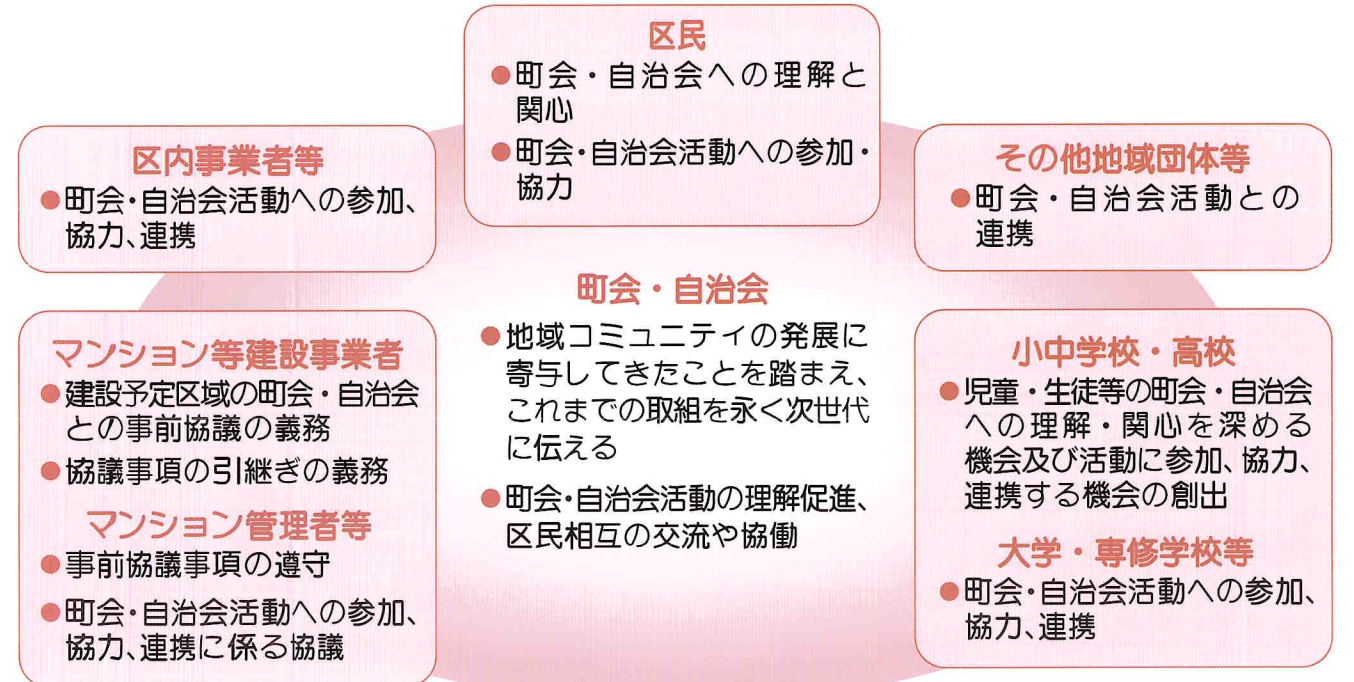
## II 総則 - 基本理念

- 町会・自治会の自主性・主体性に基づき、町会・自治会の活性化を図る。
- 区民や地域で活動するさまざまな主体が地域コミュニティの一員として町会・自治会への理解と関心を深め、その活動に参加、協力、連携することで、町会・自治会の活性化を図る。



## III 役割

- 町会・自治会への理解・関心、町会・自治会活動への参加・連携・協力を推進する。



## IV 区の責務

- 本条例の趣旨が区内の町会・自治会をはじめ、区民や地域で活動するさまざまな主体に認識されるよう周知・理解促進する。
- 本条例を推進するために必要な施策を地域と連携して行う。実施にあたっては、町会・自治会の負担にならないよう配慮する。

## V 施策の推進

- 本条例で掲げる目的を実現するための施策を、総合的に推進するための計画を定めるものとする。

### 施策体系 (案)

- I 町会・自治会の持続可能な組織づくり  
町会・自治会の活性化の施策
- II 地域コミュニティの基盤づくり  
地域における人づくり・各主体への動機付けの施策
- III 安全安心で快適なまちづくり  
各分野の活動を推進するための施策

